

令和 6 年度 名古屋市教育委員会第 1 号議案

令和 7 年度使用教科用図書採択基本方針について

令和 7 年度使用教科用図書採択基本方針について下記のとおり定める。

令和 6 年 4 月 18 日

名古屋市教育委員会教育長 坪田 知広

記

- 1 令和 7 年度使用小学校、中学校及び特別支援学校用教科用図書採択基本方針
 - (1) 令和 7 年度に名古屋市立の小学校及び中学校（特別支援学級を含む）並びに特別支援学校において使用する教科用図書の採択は、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」等の規定に基づいて実施する。
 - (2) 教科用図書は、内容等についての綿密な調査研究に基づき、教科の主たる教材として適切なものを採択する。
 - (3) 教科用図書の採択に当たっては、教員による調査研究を含め公正を確保し、採択が適切に行われるよう特に配慮する。
- 2 令和 7 年度使用高等学校用教科用図書採択基本方針

令和 7 年度に名古屋市立高等学校において使用する教科用図書は、課程及び学科の特性並びに生徒の実態に即し、見本本の調査研究を十分に行い、公正かつ厳正に適切なものを採択する。

(理由)

令和 7 年度使用教科用図書の採択を行うことに伴い、その採択基本方針を定める必要があるため。

愛知県令和7年度使用義務教育諸学校教科用図書採択基準

この基準は、義務教育諸学校において使用する教科用図書(以下「教科書」という。)を採択する際の基本的な方針並びに準拠すべき事項について述べたものである。

記

○ 基本的な方針

- 1 義務教育諸学校における教科書の採択は、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」の規定に基づいて実施すること。
- 2 教科書の選定及び採択に当たっては、選定委員・調査員の人選等において公正を確保し、採択が適正に行われるよう特に配慮すること。
- 3 教科書は、教科書の内容等についての綿密な調査研究に基づき、教科の主たる教材として適切なものを採択すること。
- 4 選定及び採択を慎重かつ公正に行うために、教科用図書採択地区(以下「採択地区」という。)が2以上の市町村の区域を併せた地域であるときは、採択地区協議会を設けること。
- 5 採択地区協議会は、協議により、採択地区内で使用すべき教科書を種目ごとに一種選定すること。
- 6 採択地区内の市町村教育委員会は採択地区協議会の協議の結果に基づいて、種目ごとに同一の教科書を採択すること。
- 7 選定及び採択に当たっては、県教育委員会の作成する採択基準、教科書選定資料その他の指導、助言又は援助に関する事項を尊重すること。

○ 採択にあたって準拠すべき事項

※ 以下の1から9の事項について、「小学校」には義務教育学校の前期課程を、「中学校」には義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含むこととする。

1 市町村立小学校において使用する教科書の採択について

市町村教育委員会は、種目ごとに令和6年度使用教科書と同一のものを採択すること。

2 市町村立中学校において使用する教科書の採択について

市町村教育委員会は、教科書見本本について十分調査研究し、採択地区内中学校の編成する教育課程に最も適する教科書を採択すること。

3 市町村立小学校の特別支援学級及び特別支援学校小学部において使用する教科書の採択について

市町村教育委員会は、学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合を除き、種目ごとに令和6年度使用教科書と同一のものを採択すること。

学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合は、6の県立特別支援学校小学部に準じて採択することが望ましい。

4 市町村立中学校の特別支援学級及び特別支援学校中学部において使用する教科書の採択について

市町村教育委員会は、学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合を除き、教科書見本本について十分調査研究し、採択地区内中学校の編成する教育課程に最も適する教科書を採択すること。

学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合は、7の県立特別支援学校中学部に準じて採択することが望ましい。

5 県立中学校(夜間中学を含む)において使用する教科書の採択について

県教育委員会は、教科書見本本について十分調査研究し、中学校の編成する教育課程に最も適する教科書を採択すること。

夜間中学において、小学校段階の各教科等の内容の一部を取り扱う特別の教育課程を編成する場合は、「小学校用教科書目録(令和7年度使用)」に登録されている教科書のうちから採択することもできる。

6 県立特別支援学校小学部において使用する教科書の採択について

県教育委員会は、学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合を除き、種目ごとに令和6年度使用教科書と同一のものを採択すること。

学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合は、文部科学大臣の検定を経た教科書又は文部科学省著作教科書の選定を十分考慮することとし、これらの使用が適切でない場合は、県教育委員会作成の「令和7年度使用一般図書選定資料」に掲載されている図書の中から選定すること。

7 県立特別支援学校中学部において使用する教科書の採択について

県教育委員会は、学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合を除き、教科書見本本について十分調査研究し、採択地区内中学校の編成する教育課程に最も適する教科書を採択すること。

学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合は、文部科学大臣の検定を経た教科書又は文部科学省著作教科書の選定を十分考慮することとし、これらの使用が適切でない場合は、県教育委員会作成の「令和7年度使用一般図書選定資料」に掲載されている図書の中から選定すること。

8 国立(特別支援学校小学部を含む)及び私立の小学校において使用する教科書の採択について

小学校長は、学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合を除き、種目ごとに令和6年度使用教科書と同一のものを採択すること。

9 国立(特別支援学校中学部を含む)及び私立の中学校において使用する教科書の採択について

中学校長は、学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合を除き、教科書見本本について十分調査研究し、中学校の編成する教育課程に最も適する教科書を採択すること。

教科書採択に関わる法令等（関係部分抜粋）

○義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律 第10条

都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択の適正な実施を図るため、義務教育諸学校において使用する教科用図書の研究に関し、計画し、及び実施するとともに、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長の行う採択に関する事務について、適切な指導、助言又は援助を行わなければならない。

○義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律 第13条第1項

都道府県内の義務教育諸学校（都道府県立の義務教育諸学校を除く。）において使用する教科用図書の採択は、第10条の規定によって当該都道府県の教育委員会が行なう指導、助言又は援助により、種目（教科用図書の教科ごとに分類された単位をいう。以下同じ。）ごとに一種の教科用図書について行なうものとする。

→ 採択に当たっては、愛知県教育委員会の作成する採択基準、教科書選定資料その他の指導、助言又は援助に関する事項を尊重する。

○義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律 第14条

義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。

→ 中学校用教科用図書は、種目ごとに1種のものを採択する。

○義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令 第15条第1項

法第14条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間（以下この条において「採択期間」という。）は、学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書を採択する場合を除き、4年とする。

→ 小学校用教科用図書は、令和6年度と同一のものを採択する。

○学校教育法 附則 第9条第1項

高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校並びに特別支援学級においては、当分の間、第34条第1項の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、第34条第1項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる。

○学校教育法 第34条第1項

小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名称を有する教科用図書を使用しなければならない。（同第49条により中学校にも準用）

→ 特別支援学級及び特別支援学校において使用する学校教育法附則第9条の規定による教科用図書は、児童生徒の特性に応じて採択する。

ただし、小学校用及び中学校用教科用図書と同一種目のものを使用する場合は採択したものの中から選ぶものとする。